

中期

27. 11. 28

平成28年度
人間教育専攻幼年発達支援コース
試験問題表紙

解答上の注意

1. 表紙1枚, 問題用紙1枚, 解答用紙2枚あるかどうかを確認のこと。
2. 問題1, 問題2は全員解答すること。
3. 全ての解答用紙の受験番号欄に受験番号を必ず記入すること。
4. 解答が解答用紙の表面に書ききれない場合は裏面につづけて記入すること。
5. 試験終了後は解答用紙のみを回収するので, 解答用紙以外は持ち帰ること。

問題 1

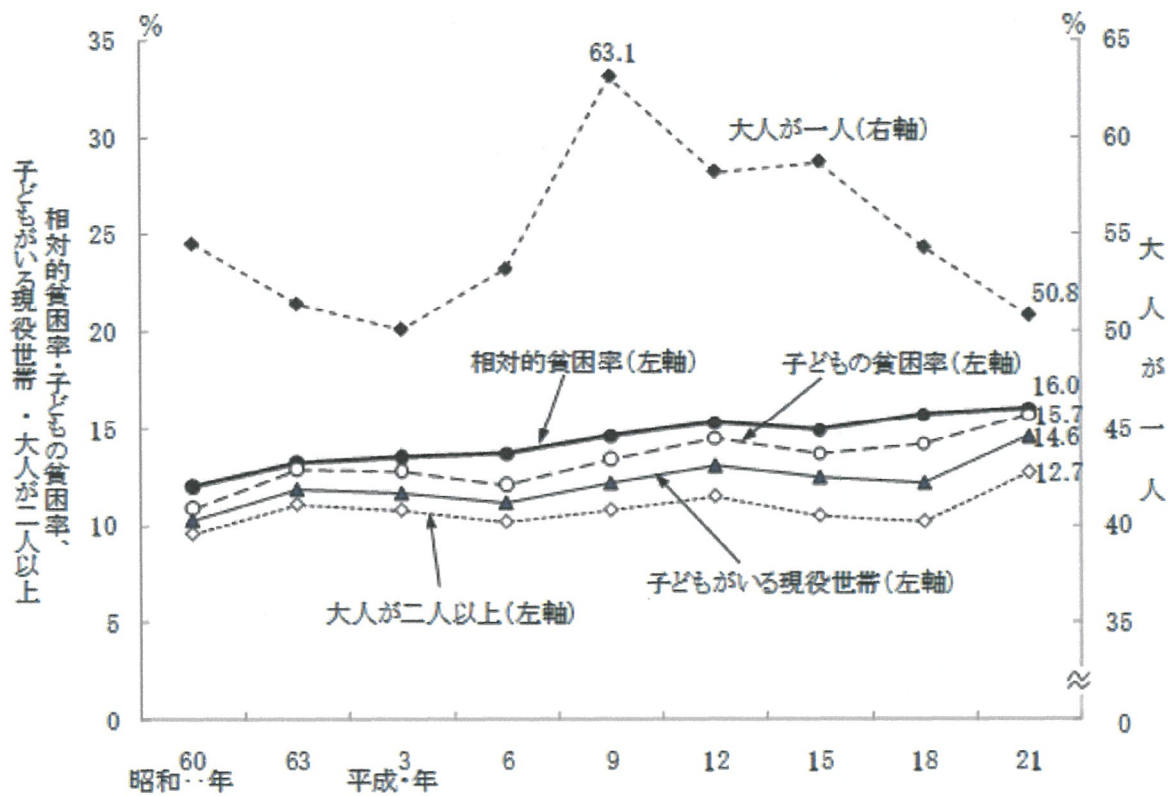
幼稚園における「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」について述べなさい。

問題 2

次の図を踏まえながら、子どもの貧困について述べなさい。

<縦軸の用語>

- 相対的貧困率：一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。
- 子どもの貧困率：子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。
- 子どもがいる現役世帯：現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいう。子どもがいる世帯の大人を含めて算出する。
- 大人が一人：「ひとり親世帯」など子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の場合の貧困率。「祖父(母)と子ども」「18歳以上の兄弟と子ども」など親以外の世帯員も含む。



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図 貧困率の年次推移
 (平成23年7月12日厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査の概況」より)